

## 既に使用廃止済みの石綿セメント製の水道管を撤去します

水道管更新工事に伴う事前調査の結果、既に使用廃止済みの石綿セメント製の水道管が確認されたため、撤去を行います。

### 1 概要

水道局では、石綿セメント製の水道管については、既に使用を廃止し、平成 8 年には、取替え作業を終了しています。

今回、栄区飯島町の県道において、水道管更新工事のため事前調査を実施した結果、次の表のとおり、取替えの際に撤去できなかった石綿セメント製の水道管が確認されました。

そこで、付近にお住まいのお客さまにお知らせするとともに、関係法令及び厚生労働省指針の「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」を遵守しながら更新工事の工程に合わせて撤去します。

発見場所	栄区飯島町 2086 番地先から 2070 番地 31 地先の県道
発見時期	平成 27 年 3 月
外 径	約 20 センチメートル
延 長	約 200 メートル
埋 設 深 さ	地下 約 0.6 メートルから 1.55 メートル

### 2 今後の予定

#### (1) 付近にお住まいのお客さまへの周知

平成 28 年 2 月上旬に、お知らせのビラを配布するとともに、撤去工事の内容について御説明させていただきます。

#### (2) 石綿セメント製の水道管の撤去作業

##### ア 飯島町 2086 番地先から 2097 番地先

平成 28 年 2 月下旬から 3 月中旬を予定しています。

##### イ 飯島町 2117 番地先から 2070 番地 31 地先

平成 28 年 4 月中旬から 5 月下旬を予定しています。



### お問い合わせ先

水道局 南部工事課長 奥原 唯視 TEL 045-315-7550